

「原子力損害賠償補償契約 付属通知書」の通知手続きに関する  
文部科学省からの厳重注意について

2024年4月30日  
関西電力株式会社

当社は、原子炉の運転等にあたり、原子力損害の賠償に関する法律※<sup>1</sup>に基づき、文部科学省（以下、同省）と原子力損害賠償補償契約（以下、同契約）※<sup>2</sup>を締結しています。同契約に関する「付属通知書（以下、同通知書）※<sup>3</sup>」の確定通知手続きにおいて不備があったことから、本日、同省より、関係法令および約款等の内容を社内関係各所に周知、徹底すること、関係する部署間の双方の確認を可能とする組織体制を整備するなど対策を講じ、手続き等に遗漏なきよう厳重に注意することを求める文書を受領しました。

原子力事業者は、同契約に定める核燃料物質等※<sup>4</sup>の運搬を実施するにあたり、運搬内容の詳細が確定した際に、同省に通知することとなっています。当社は、過去の同通知書の確定通知手続きを調査した結果、当該手続きの失念により2件の通知漏れがあったことを確認しました。

当社は、本件について、真摯に受け止め、業務処理プロセスの見直し等、再発防止に万全を期してまいります。

※1：原子力損害が発生した場合の賠償制度を定めた法律であり、原子力事業者の無過失・無限責任、損害賠償措置の強制等を規定

※2：「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国（同省）との契約であり、民間保険会社と締結している「原子力損害賠償責任保険契約」では担保されない、地震・噴火・津波等による原子力損害等を填補する目的のもの

※3：核燃料物質等の運搬に際し、原子力事業者が政府に通知しなければならない事項（運搬物等）を記載した書類

※4：核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物

以上